

コラム～安全だより～



●令和4年5月（通算第113号）

自転車は、道路交通法では「軽車両」。自転車を運転するときには、自動車の運転とおなじように、守るべき交通ルールがあり、ルールを無視した運転をすれば道路交通法違反として、罰則が定められています。

発行：
公益財団法人東京しごと財団
(東京都シルバーパートナーズ連合)

自転車の交通ルール違反にも 罰則があります！

自転車を安全に利用するための 主な交通ルール

【安全ルールを守る】

飲酒運転禁止

自転車は、車道が原則、歩道は例外

車道は左側を通行

標識・信号を守る

交差点での一時停止と
安全確認

遮断踏切への立入り禁止

夜間はライトを点灯

傘さし運転の禁止

携帯電話を使いながらの
運転の禁止

イヤホーン等を使いながらの
運転の禁止

2人乗り運転の禁止

自転車の並進走行の禁止

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

もし、違反をすると…

5年以下の懲役
又は
100万円以下の罰金

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

5万円以下の罰金

2万円以下の罰金
又は
科料

懲役はもちろん、罰金と科料は刑罰のひとつなので前科として記録が残ります。